

令和 4 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 竹田市立中学校の制服に係る今後のあり方を検討するため、竹田市立中学校「制服のあり方」検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、竹田市立中学校の「制服のあり方」に関する事項を検討するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 竹田市校長会代表
- (3) 教員の代表
- (4) 保護者代表
- (5) 竹田市教育委員会教育長及び教育委員会事務局

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条に規定する事項に係る検討が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる会議の招集は、教育長が行う。

2 竹田市教育委員会は、第 2 条に規定する事項に関して協議する必要がある事項が発生したときは、委員長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、竹田市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要領は、公示の日から施行する。